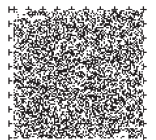
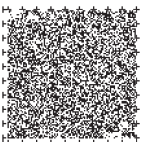


## 第4章 障害者施策推進の課題と取り組み







# 障害者施策推進の課題と取り組み

## 施策の方向性と施策の体系

施策の方向性	施策
1 障害への理解及び差別解消の推進	【1】 障害への理解及び差別解消の推進 【2】 虐待防止・養護者への支援の実施 【3】 権利擁護の取り組み
2 障害者の意思疎通の促進	【1】 手話言語の理解と利用の促進 【2】 多様な意思疎通手段の理解と利用の促進
3 誰もが平等に参加できる社会の推進	【1】 地域福祉の推進 【2】 障害者団体自主活動支援、文化活動支援 【3】 障害者スポーツの推進
4 相談支援の充実	【1】 相談支援体制の充実 【2】 地域自立支援協議会の運営 【3】 地域生活支援体制の充実 【4】 住宅相談等の支援 【5】 ピアサポートの実施
5 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備	【1】 障害者への在宅支援 【2】 居住環境の整備 【3】 日中活動の場の整備 【4】 障害者の高齢化への対応 【5】 リハビリテーションの実施
6 福祉人材の育成・充実	【1】 ヘルパーの養成 【2】 手話通訳者の養成 【3】 サービスを担う人材の確保・資質向上 【4】 福祉ボランティアの育成・活動支援
7 防災・安全・バリアフリーのまちづくり	【1】 防災・防犯対策の推進 【2】 感染症対策の推進 【3】 公共施設等のバリアフリー化の充実
8 成長段階に応じた一貫した支援	【1】 障害の早期発見 【2】 年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】 【3】 年齢に応じた支援の推進【学齢期】 【4】 年齢に応じた支援の推進【学校卒業までの支援】 【5】 乳幼児期から成人期までの一貫した支援 【6】 障害児の日中活動の場の充実
9 発達障害児の支援体制の強化	【1】 早期発見体制の推進 【2】 相談・支援体制の充実 【3】 継続支援体制の強化 【4】 普及・啓発の促進
10 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実	【1】 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実
11 就労の場と機会の充実	【1】 安心してチャレンジできる体制の整備 【2】 就労意欲促進の取り組み 【3】 地域のネットワークによる支援 【4】 福祉的就労をしている障害者への支援 【5】 一般就労を継続できる支援体制の推進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

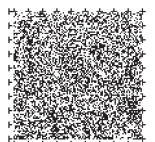
第6章

資料編

<各施策に係る主な取り組みについて>

※取り組み名の★は新規・充実の取り組み

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業の全部を中止または一部延期したものについては、事業量を「中止」と表記しています。



## Ⅱ基本目標Ⅰ 心のバリアフリーと権利擁護の推進

### 施策の方向性1 障害への理解及び差別解消の推進

- ・ 障害者が安心して日常生活や社会生活が送れるようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、障害の有無等に関わらず、すべての人がお互いを尊重し合いながら助け合う「心のバリアフリー」が重要です。令和2年6月に改正されたバリアフリー法においても、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等の強化の必要性が記載されています。区が実施した障害者実態調査においても、地域で安心して暮らすために重要と思う施策として、「障害に対する理解の促進」が一番多くなっています。
- ・ 平成26年1月、日本は障害者権利条約を批准しました。条約の締結に先立ち、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の成立など障害者のための制度改革が行われました。その結果、長い間、法制度の谷間となっていた障害者の権利擁護について、その重要性が少しずつ浸透しはじめたところです。しかし、実態調査において、平成24年10月に設置した障害者虐待防止センターの認知度は、5人に1人となっており、十分な活用がなされていない状況となっています。また、障害者差別解消法の認知度は約36%であり、まだ十分に認知されているとは言えません。
- ・ 権利擁護については、成年後見制度の利用を支援する取り組みが必要です。

#### 《施策の取り組み》

【施策1】 障害への理解及び差別解消の推進

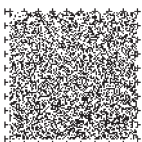
【施策2】 虐待防止・養護者への支援の実施

【施策3】 権利擁護の取り組み

#### 【施策1】 障害への理解及び差別解消の推進

##### 《現状と課題》

- ・ 障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等を定めた障害者差別解消法が平成28年4月から施行されました。これを受けて、東京都でも差別解消の取組を一層進めるため、障害者差別解消条例を平成30年10月から施行しています。しかしながら、実態調査において、25.2%の人が障害を理由とする差別を感じたことがあると答えています。
- ・ 障害者差別解消法の認知度が十分ではなく、今後も周知・啓発が必要です。

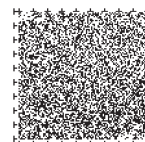


《主な取り組み》

No. 1	障害者差別解消法の周知・啓発	障害福祉課 人権・男女共同 参画課		
<p>障害に対する理解を深めるための講習会の開催や関係機関の研修会等での情報発信などにより、「障害を理由とする不当な差別の禁止、障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止」を規定している障害者差別解消法の周知・啓発に努めます。</p>				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者差別解消法の周知・啓発	実施	実施	実施	実施

No. 2	障害への理解促進、意識啓発	障害福祉課 人権・男女共同 参画課 保健予防課		
<p>講座、研修会、さまざまな広報媒体など、あらゆる機会を捉えて「障害」への理解の促進、意識啓発を行うとともに、「耳マーク」や「ほじょ犬マーク」、「ヘルプマーク」などの障害者に関するシンボルマークについて区民への広報・啓発に努めます。</p>				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者週間等における講演会等	実施	実施	実施	実施
障害者に関するシンボルマークの広報・啓発	実施	実施	実施	実施

No. 3	障害者等の疑似体験	障害福祉課 松が谷福祉会館 福祉課		
<p>「心のバリアフリー」を推進するため、区役所や区立小中学校において、区民、児童・生徒を対象として、障害者や高齢者の体験事業を行うことで、障害等への理解の促進・啓発を行います。</p>				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者・障害者疑似体験	中止	16回	16回	16回



## 【施策 2】虐待防止・養護者への支援の実施

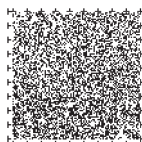
### 《現状と課題》

- ・平成 24 年度に障害者虐待防止法が施行され、本区では、同法の円滑な施行に向けて障害者虐待防止センターを設置しました。
- ・関係機関と緊密に連携しながら、障害者に対する虐待の防止、早期発見・早期対応の取り組みを推進するとともに、虐待防止に関する啓発を行うことが必要です。

### 《主な取り組み》

No. 4	障害者虐待防止センターの運営	障害福祉課 保健予防課		
障害者相談支援専門員による 24 時間 365 日の相談支援、虐待を受けている障害者が一時的に避難可能な施設の確保、養護者に対する相談、助言、虐待防止に関する講演会等を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和 2 年度末見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者虐待防止センターの運営	実施	実施	実施	実施

No. 5	各関連機関と障害者虐待防止センターとの連携	障害福祉課 松が谷福祉会館 保健予防課 など		
地域の相談支援事業者や NPO 法人等が参加する地域自立支援協議会において、個別支援会議等を通じた虐待等の早期発見と対応を行うとともに、子ども家庭支援センターや松が谷福祉会館こども療育室、地域包括支援センター等と、障害者虐待防止センターが連携して虐待防止に努めます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和 2 年度末見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
各関連機関と障害者虐待防止センターとの連携	実施	実施	実施	実施



## 【施策3】権利擁護の取り組み

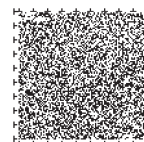
### 《現状と課題》

- ・ 障害者が、安心して自立した生活を送るためには、適切なサービスが選択できるとともに、財産や権利が守られなければなりません。
- ・ 判断能力が十分ではない方の財産・権利を守る成年後見制度について、必要とする人が適切に制度を利用できるよう、今後も利用を支援する取り組みが必要です。

### 《主な取り組み》

No. 6	成年後見制度の利用支援	福祉課 社会福祉協議会		
社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の普及啓発に関する取り組みを実施します。また、本人又は親族による審判申立が困難な場合の区長申立、費用負担が困難な方に対する後見人報酬等の助成、成年後見制度の担い手となる市民後見人の育成・支援により、制度の利用を支援します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度普及啓発・利用支援	実施	実施	実施	実施

No. 7	福祉サービスの利用援助等	福祉課 社会福祉協議会		
障害者等が安心して生活できるよう、社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等の地域福祉権利擁護事業を支援します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉サービス利用援助等 (地域福祉権利擁護事業)	実施	実施	実施	実施



## 施策の方向性2 障害者の意思疎通の促進

- ・ 障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、コミュニケーションボードによる意思の伝達や、聴覚障害者への手話通訳・要約筆記、盲ろう者への触手話・指点字、視覚障害者への代読・代筆などがあり、障害者の社会参加の側面からも非常に重要です。
- ・ 手話については、平成26年1月に批准した障害者権利条約においても「手話は言語に含む」と定義されています。
- ・ 台東区では、令和2年4月に障壁のない多様性が尊重される共生社会の実現をより一層推進するため「手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」を施行しました。条例で定める基本理念を実現するため、多様な意思疎通手段に対する理解を促進し、普及啓発を図るための施策を推進する必要があります。

### 《施策の取り組み》

【施策1】手話言語の理解と利用の促進

【施策2】多様な意思疎通手段の理解と利用の促進

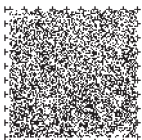
### 【施策1】手話言語の理解と利用の促進

#### 《現状と課題》

- ・ 手話は言語であるという認識のもと、区民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、状況に応じた多様な手話通訳の提供体制の整備が必要です。

#### 《主な取り組み》

No. 8	手話講習会	障害福祉課 福祉課 社会福祉協議会		
手話講習会を実施し、手話通訳者の育成を推進するとともに、手話言語の理解を促進します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話講習会（初級・中級・ 上級・養成）	初級・中級：中止 上級・養成：実施	実施	実施	実施
手話通訳者の養成人数	2人	2人	2人	2人



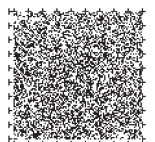


No. 9	手話通訳者の研修会	障害福祉課		
手話通訳者の技術の維持・向上を図るための研修会を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者研修会	年17回	年17回	年17回	年17回

No. 10	手話通訳者派遣	障害福祉課		
社会生活上必要な意思疎通を円滑に図るため、聴覚及び音声・言語障害のある方に対して手話通訳者を派遣します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣	実施	実施	実施	実施

No. 11	★遠隔手話通訳サービス	障害福祉課		
区役所窓口において手話通訳を必要とする方のために、タブレット型端末を利用した、遠隔手話通訳サービスを実施します。また緊急時の対応として、スマートフォン等を活用した外出先での遠隔手話通訳を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タブレット端末による遠隔手話通訳	実施	実施	実施	実施

No. 2	障害への理解促進、意識啓発【再掲】			
P. 45 参照				



## 【施策2】多様な意思疎通手段の理解と利用の促進

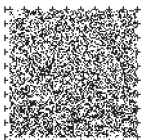
### 《現状と課題》

- ・ 情報収集や意思疎通が困難な人が、多様な手段により情報を取得し、意思疎通ができるよう、意思疎通手段の充実に取り組み、社会参加を促進する必要があります。あわせて、障害者を含めた全ての人に意思疎通手段の周知を図り、多様な意思疎通手段が浸透し、暮らしやすい社会を構築していく必要があります。
- ・ 本区においても広報など情報発信の際には、すべての方が情報を取得することが可能となることを目指して、情報アクセシビリティの向上に努めています。また、より多くの人に利用しやすい配色を行うカラーユニバーサルデザイン、できるだけ多くの人に見やすくデザインされた書体であるユニバーサルデザインフォントを推進していくために、印刷物等を作成する際に必要となる知識と配慮事項をまとめたガイドラインを作成しています。

### 《主な取り組み》

No. 12	★情報アクセシビリティの向上	広報課 障害福祉課 総務課		
ガイドラインに基づき、カラーユニバーサルデザイン、ユニバーサルデザインフォントを活用するなど、より多くの人に分かりやすい情報の提供に努めます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
情報アクセシビリティの向上	推進	推進	推進	推進

No. 13	視覚障害者等への、録音図書などによる情報提供	中央図書館 松が谷福祉会館		
視覚障害等により、本などの活字資料をそのままでは利用できない方のために、声の図書の作成・収集・貸出業務を行うとともに、音訳ボランティアによる対面朗読を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
声の図書（蔵書数）	1,250 タイトル	1,290 タイトル	1,330 タイトル	1,370 タイトル
音訳ボランティアによる対面朗読	実施	実施	実施	実施

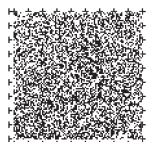


No. 14	音声による道案内事業	障害福祉課		
視覚障害者が外出する際に、最寄り駅等から施設までのルートを音声で案内する道案内事業を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
音声による道案内事業	実施	実施	実施	実施

No. 15	「広報たいとう」「たいとう区議会だより」の音声版の作成・周知	広報課 区議会事務局		
視覚障害者等を対象に、「広報たいとう」や「たいとう区議会だより」などの音声版を発行するとともに、周知に努めていきます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「広報たいとう」「たいとう区議会だより」の音声版の作成・周知	実施	実施	実施	実施

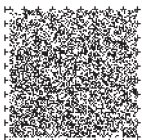
No. 16	★区議会における手話通訳対応	区議会事務局		
聴覚障害者等のうち、議会の傍聴を希望する方に対し、手話通訳者を配置します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本会議・委員会における手話通訳者の配置	検討	実施	実施	実施

No. 17	要約筆記者派遣	障害福祉課		
社会生活上必要な意思疎通を円滑に図るため、聴覚及び音声・言語障害のある方に対して要約筆記者を派遣します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要約筆記者派遣利用者年間延人数	40人	40人	40人	40人



No. 18	★図書等の宅配サービス			中央図書館
身体の障害などの理由により図書館へ来館することが困難な方に対し、区立図書館の資料を宅配します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
図書等の宅配	実施	実施	実施	実施

No. 2	障害への理解促進、意識啓発【再掲】
P. 45 参照	



## 施策の方向性3 誰もが平等に参加できる社会の推進

- ・誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくため、障害の有無にかかわらず、文化活動やスポーツ等に参加できる社会環境の整備が必要です。また、こうした社会環境の実現のためには、障害を理解し、障害者を支えていく地域のボランティアの役割が重要です。

### 《施策の取り組み》

【施策1】 地域福祉の推進

【施策2】 障害者団体自主活動支援、文化活動支援

【施策3】 障害者スポーツの推進

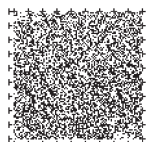
### 【施策1】 地域福祉の推進

#### 《現状と課題》

- ・障害への理解の促進や、ボランティア活動を推進し、地域における支援のネットワークを構築して、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備することが求められています。

#### 《主な取り組み》

No. 19	ボランティアが活動しやすい環境の整備	区民課 福祉課 社会福祉協議会 松が谷福祉会館		
ボランティア活動への区民参加を促進するため、NPO法人等との協働による啓発活動を行い、「地域における支えあい」意識の醸成を進めます。また、ボランティアが活動しやすい環境を整備し、ボランティア活動を支援します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア参加を促進するための啓発活動（養成講座）	実施	実施	実施	実施
台東ボランティア地域活動サポートセンターの運営	実施	実施	実施	実施

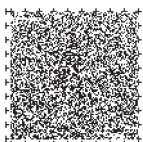


No. 20	地域活動に参加しやすい環境の整備	障害福祉課		
手話通訳者の派遣などの、意思疎通支援を推進し、誰もが地域活動に参加しやすい環境の整備を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動に参加しやすい環境の整備	実施	実施	実施	実施

No. 21	地域活動や区行事への参加支援	障害福祉課 保健予防課		
障害者が地域社会の一員として暮らしていくために、地域活動や区の実施する行事への参加を支援します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動や区行事への参加支援	実施	実施	実施	実施

No. 22	「ボランティアフェスティバル」への支援	福祉課 社会福祉協議会		
ボランティア活動の推進や、普及・啓発を図るため、社会福祉協議会が地域住民やボランティア団体等と協働で実施する「ボランティアフェスティバル」を支援します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「ボランティアフェスティバル」への支援	中止	実施	実施	実施

No. 23	「みんなのひろば祭」への支援	障害福祉課		
障害者団体やボランティア団体で構成される実行委員会が実施する「みんなのひろば祭」を支援することで、障害者の社会参加を促進するとともに、区民等に対してボランティア活動の周知・推進を図ります。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「みんなのひろば祭」への支援	中止	実施	実施	実施



## 【施策2】 障害者団体自主活動支援、文化活動支援

### 《現状と課題》

- ・ 障害者団体などと協働して障害者福祉の向上に取り組む必要があります。
- ・ 障害者が潤いのある生活をおくるため、芸術活動など文化と触れ合うための支援をしていく必要があります。

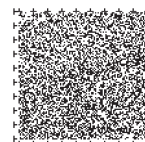
### 《主な取り組み》

No. 24	障害者団体の自主活動への支援	障害福祉課		
区内の障害者団体が、障害者福祉の向上のために自主的・積極的に行っている活動に対し支援を行うことにより、障害者の自立と社会参加を促進します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者団体への自主活動支援	実施	実施	実施	実施

No. 25	★障害者アーツの推進	文化振興課		
区内文化施設との連携体制の構築やアートイベントの開催を通して、障害の有無に関わらず誰もが文化・芸術活動に親しむ機会を提供します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者の文化・芸術活動への参画支援	実施	実施	実施	実施

No. 26	文化活動への支援	松が谷福社会館		
障害者の文化活動を支援するため、様々な教室・講習会を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文化活動支援	72回	106回	106回	106回

No. 23	「みんなのひろば祭」への支援【再掲】			
P. 54参照				



## 【施策3】 障害者スポーツの推進

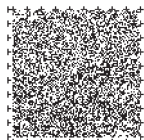
## 《現状と課題》

- ・ 障害者スポーツは誰もが一緒に行うことができるだけでなく、スポーツが苦手な子供や高齢者等も参加しやすいスポーツであるものの、区民の経験や関心はいまだ低い状況にあります。
- ・ パラリンピック競技大会の開催をきっかけに、障害者スポーツの理解を広める様々な取り組みにより、障害者スポーツを行う機会を充実させ、相互理解を推進していく必要があります。

## 《主な取り組み》

No. 27	パラリンピック競技の団体への支援	スポーツ振興課		
パラリンピック競技のトップアスリートに活動場所の確保等を行い、台東区を活動の拠点とするアスリートがパラリンピックの出場など、世界で活躍できるよう支援します。また、支援するアスリートとの連携体制を築き、パラリンピックに出場する可能性のあるトップアスリートと区民が交流する機会を設けることで、区民へ障害者スポーツの魅力や素晴らしさを広めます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
パラリンピック出場予定のアスリートへの活動場所の提供	中止	実施	実施	実施
アスリートと区民との交流	中止	実施	実施	実施

No. 28	障害者スポーツの初心者に向けた教室	スポーツ振興課		
障害者が、楽しみながらスポーツを始められる場所づくりや教室を実施します。また、スポーツに対して不安や苦手意識があっても安心してスポーツを始められることができるよう、支える人材の育成や体制づくりを行い、その取り組みの啓発を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者スポーツ（障スポチャレンジ）参加者人数	中止	360人	380人	400人
障害者水泳教室参加者人数	180人	250人	250人	250人



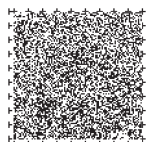


No. 29	障害者スポーツに触れる機会の提供	スポーツ振興課		
障害者スポーツ体験会の実施や、現在行っているスポーツイベントにおいて積極的に障害者スポーツ種目を取り入れ、障害者スポーツに触れる機会を提供します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者スポーツ体験会	149人	150人	150人	150人
障害者スポーツ出前体験事業	中止	実施	実施	実施

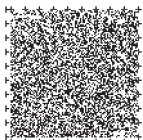
No. 30	障害者が参加できるスポーツ教室・イベント事業	生涯学習課		
障害者が継続して参加できる教室・イベントを開催することで、スポーツを通じた心身の健康増進や運動不足の解消とともに、仲間づくりなどといった人々のつながりを強化します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション大会等	実施	実施	実施	実施

No. 31	障害者スポーツができる場所づくり	スポーツ振興課		
障害者が安心してスポーツができるよう、スポーツ施設を優先的に利用できる時間帯の導入や障害者スポーツを取り巻く周囲の理解の促進を図ります。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者スポーツ優先利用タイム	実施	実施	実施	実施

No. 32	共生社会に向けた障害者スポーツ・講座	スポーツ振興課 指導課 生涯学習課		
区民や区立スポーツ施設職員などを対象に障害者スポーツに関連した講座等を開催し、障害者スポーツを支える人材育成を行います。また、学校教育において児童・生徒の障害者への理解を深める一環として、障害者スポーツ体験に取り組みます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者スポーツの指導員養成講座等参加人数	3人	20人	20人	20人
区立小・中学校での障害者スポーツ体験	実施	実施	実施	実施
オリンピック・パラリンピック生涯学習講座	実施	実施	—	—



No. 33	障害者スポーツによる区民の交流			スポーツ振興課
障害者スポーツを通じて、障害のある方とない方が交流する機会を提供し、障害者スポーツを推進します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域スポーツ団体と連携した障害者スポーツ	実施	実施	実施	実施



## Ⅱ基本目標Ⅱ 地域生活支援の充実

### 施策の方向性4 相談支援の充実

- ・相談は、すべてのサービス利用の入口となるものです。また、求められた内容に対してのみ回答するだけでなく、障害の状況や生活環境など障害者の個々の状況に合わせた支援につなげていくことが重要です。
- ・本区では、区役所の窓口での相談の他に、相談支援センター等で実施される「地域で暮らす」ための様々な相談支援を行っています。また、地域の中で同じ障害のある方々と語り合うピアカウンセリングを行っています。
- ・相談支援の公平性・中立性の確保や各相談機関の連携、共通する課題への対応に地域自立支援協議会の存在が欠かせません。
- ・相談支援体制について、国の基本指針では、改めて地域において検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要であると示されています。

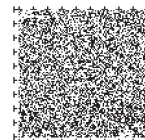
#### 《施策の取り組み》

- 【施策1】 相談支援体制の充実
- 【施策2】 地域自立支援協議会の運営
- 【施策3】 地域生活支援体制の充実
- 【施策4】 住宅相談等の支援
- 【施策5】 ピアサポートの実施

#### 【施策1】 相談支援体制の充実

##### 《現状と課題》

- ・障害者自身が生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送るためには、個々の障害の特性や必要に応じた様々なサービスを調整し、支援する相談支援体制の充実が必要です。
- ・平成28年度に地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を整備し、相談支援事業所の能力向上やネットワークの強化を図っています。
- ・区内には、計画相談支援事業所が11か所あり、障害者や家族からの様々な相談に応じるため区が事業を委託している相談支援センターは4か所設けられています。



- ・平成27年度より障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画を作成することが義務づけられ、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の役割が大きくなっています。

《主な取り組み》

No. 34	★基幹相談支援センターの充実	松が谷福祉会館 保健予防課		
相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能を強化するため、スーパーバイザーの活用等を検討し、障害者等の相談、情報提供、助言を行います。また、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、多様な相談支援に対応できる人材育成、相談員を対象とした研修などを行い、ライフステージに応じた地域の障害者の抱える課題解決を支援します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの運営	実施	実施	実施	充実
相談員対象研修	中止	年2回	年2回	年2回

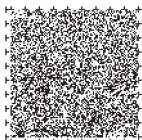
No. 35	★計画相談支援事業所への支援	障害福祉課 保健予防課		
障害福祉サービス等の利用支援を行う特定相談支援事業所や、障害児相談支援事業所の役割や特色などについて、更なる周知を図ります。また、利用者にきめ細かな対応ができるよう、体制強化に取り組む計画相談支援事業所への支援を図ります。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業所の周知	実施	実施	実施	実施

No. 36	安心生活支援事業	障害福祉課 保健予防課		
施設入所者等の地域移行推進のため、『安心生活支援事業』※を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
安心生活支援事業	実施	実施	実施	実施

※安心生活支援事業…障害者が地域で安心して暮らすための支援策を盛り込んだ支援計画を

作成し、地域生活への移行や定着を図る以下の事業のこと

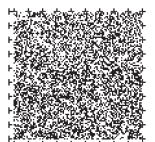
- ①地域移行推進重点プランの作成、コーディネート事業
- ②緊急時相談支援事業
- ③緊急時ステイ事業
- ④地域生活体験事業



No. 37	難病患者への相談支援	保健予防課		
難病患者の方も障害福祉サービスが利用できることを周知するとともに、難病患者とその家族からの療養生活等に関する相談に応じます。また、難病対策地域協議会を運営し、相談支援の強化について検討していきます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
難病対策地域協議会の運営	実施	実施	実施	実施

No. 38	福祉に関する相談	福祉課 社会福祉協議会		
障害者等が安心して福祉サービスを利用できるよう、社会福祉協議会が行う弁護士による法律相談や、福祉サービスに関する苦情・相談等の事業を支援します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉サービスに関する苦情受付事業への支援	実施	実施	実施	実施

No. 39	発達障害児（者）の総合的な相談支援	保健サービス課 松が谷福祉会館 教育支援館 保健予防課 など		
「台東区発達障害児（者）支援方針」に基づき、ライフステージに応じた一貫した相談支援を行うため関係機関との連携を図ります。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一貫した相談支援を行うための関係機関との連携	実施	実施	実施	実施



## 【施策2】地域自立支援協議会の運営

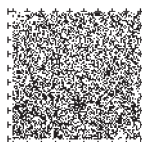
### 《現状と課題》

- ・地域自立支援協議会は、関係機関の連携強化や情報共有、障害者の抱えるニーズや課題について具体的に協議する場として重要です。
- ・障害支援相談員、民生委員・児童委員など、様々な相談機関や福祉施設との連携を強化するとともに、NPO法人や民間事業所等とのネットワークを充実することが重要であり、地域自立支援協議会は、その中核としての役割が求められています。
- ・支援の内容は、障害の状況や生活環境などによって様々です。個別には解決できない課題などを抽出し、各部会で解決に向け検討します。また、検討内容は、障害福祉計画に反映できるよう推進協議会へ提言しています。
- ・多様で複雑化する相談に対して、適切な支援につなげるためには、地域の社会資源の情報や制度の知識が重要となり、相談支援に従事する者の資質の向上等が求められています。

### 《主な取り組み》

No. 40	地域自立支援協議会の運営			障害福祉課
障害者が豊かに暮らすことのできる地域づくりのため、定期的に協議を行います。また、障害福祉計画の策定時には、同協議会から意見を聴取します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度未見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域自立支援協議会	年3回	年3回	年3回	年3回

※地域自立支援協議会…地域の課題について検討する場として設置しており、「相談支援部会」、「就労部会」、「くらしの部会」の3つの専門部会を有し、それぞれが連携し、協議を行い、地域におけるネットワークの中核を担っています。



## 【施策3】 地域生活支援体制の充実

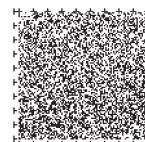
### 《現状と課題》

- ・ 高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、暮らしの安心感を確保し、親元からの自立を希望する人に対する支援を充実するため、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を持つ地域生活支援拠点について、台東区では、区内複数の事業所・機関による面的な体制により対応しています。
- ・ 差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築し、精神障害者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、国が掲げている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を引き続き構築していく必要があります。

### 《主な取り組み》

No. 41	★地域生活支援拠点の機能の充実	障害福祉課 保健予防課 松が谷福祉会館		
地域生活支援拠点の運用について、適宜検証・検討を行い、ショートステイの整備や相談機能の充実等により、拠点を構成する各機能の充実を図ります。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討	—	実施	実施	実施

No. 42	精神障害者における保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営	保健予防課		
精神保健福祉連絡協議会を精神障害者における保健、医療、福祉関係者等の様々な関係者が情報共有や連携を行う協議の場として位置づけ、運営していきます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神保健福祉推進協議会	実施	実施	実施	実施



## 【施策4】住宅相談等の支援

## 《現状と課題》

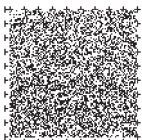
- ・「住み慣れた地域で生活したい」と願う障害者にとって、自立して生活するためには、住まいの確保が不可欠です。しかし、障害の状況等により住宅が見つからなかったり、借りられないという状況があるため、引き続き、住宅確保に対する支援等が必要です。
- ・区では、これまでの家賃等債務保証制度や住み替え居住支援制度に加えて、令和2年3月より、「住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口」を新たに開設し、入居希望者に対して、不動産関係団体と協力して住宅探しの相談を行っています。

## 《主な取り組み》

No. 43	★住宅相談・情報提供	住宅課		
家賃等債務保証制度や住み替え居住支援制度、住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口を活用しながら、住宅相談・情報提供を実施するとともに、居住支援協議会において、必要な支援について協議します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅相談・情報提供	実施	実施	実施	実施

No. 36	安心生活支援事業【再掲】
P. 60参照	

No. 44	単身生活サポート事業	保健予防課		
地域での単身生活を希望する精神障害者に対し、民間賃貸住宅等への入居支援や生活支援を行う「単身生活サポート事業」を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単身生活サポート事業	実施	実施	実施	実施





## 【施策5】ピアサポートの実施

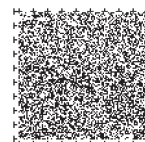
### 《現状と課題》

- ・ 障害者自身の自己決定、自己選択を、同じ障害のある人同士で育みあい、支えあうことは、地域で自立した生活を送るために必要なことです。同じ障害のある人に話を聞いてもらい、助言を受ける機会であるピアカウンセリング等が必要です。
- ・ 障害者が文化活動を行う機会を充実させ、仲間づくりができる場を提供しています。

### 《主な取り組み》

No. 45	ピアカウンセリング	松が谷福祉会館 保健予防課		
障害のある人が相談員として、同じ障害のある人の相談を受けるピアカウンセリングを実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ピアカウンセリング	実施	実施	実施	実施

No. 46	社会生活訓練事業	松が谷福祉会館		
社会生活訓練事業における、交流サークル、絵画サークル等の自主サークルや各種教室の中で、障害者が相互にサポートし合いながら仲間づくりができる機会を充実させていきます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各種教室及び自主サークル	年72回	年106回	年106回	年106回



## 施策の方向性5 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備

- ・障害者総合支援法における基本理念に、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保される」とあるように、地域、特に在宅でサービスを受けられる環境を整えることは重要です。
- ・入所施設から地域生活への移行を促進するという基本的な考えとともに、障害者が自らの暮らし方を選択し、生まれ育った地域で生活していくことができるよう、居住環境の整備が必要です。
- ・日中活動の場である生活介護施設や医療的ケアの利用できる施設、重症心身障害児の通所支援施設などは、障害者が地域で生活をしていく上では必要不可欠な施設です。
- ・今後の障害者福祉においては、「親亡き後」や高齢化する障害者と見守る家族が将来を安心して任せられる社会づくりが求められています。
- ・介護や支援の必要な人が、生活の質を維持し住み慣れた地域で生活を続けられるよう、障害者の能力を最大限に活かすためのリハビリテーションの実施が求められています。

### 《施策の取り組み》

【施策1】 障害者への在宅支援

【施策2】 居住環境の整備

【施策3】 日中活動の場の整備

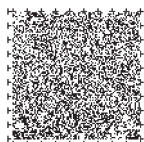
【施策4】 障害者の高齢化への対応

【施策5】 リハビリテーションの実施

### 【施策1】 障害者への在宅支援

#### 《現状と課題》

- ・在宅サービスは障害の程度に関わらず地域で生活することを希望する障害者及び家族の在宅生活を支える重要な柱です。
- ・特に、短期入所施設の確保と、医療的ケアを必要とする障害者を受け入れる事業者への支援を推進する必要があります。
- ・区では、平成30年4月より、在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等をケアする家族の休息を目的に、訪問看護事業者の看護師を自宅等に派遣し、一定時間、家族の代わりに医療的ケア及び常時の見守り等を行う重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業を実施しています。



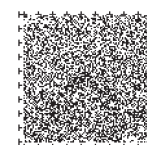
- ・精神障害者の方が住み慣れた地域で生活をするためには、病状が不安定になったときや家族等の都合により介護者等がいなくなったときなどにも、入院しないで休息をとることができるよう迅速に対応する必要があります。
- ・地域での単身生活を希望する精神障害者は、グループホーム等から一般住宅への入居の際、困難を伴うことが多くみられます。また、自立生活後の生活支援も必要であり、そのための相談員派遣等の支援が必要です。

《主な取り組み》

No. 47	★ショートステイ（短期入所）の整備	障害福祉課		
グループホームの整備や区有施設の活用検討の中で、ショートステイの整備を検討します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ショートステイの整備	検討	検討	検討	実施

No. 48	医療的ケアに対応する施設への支援	障害福祉課		
医療的ケアを必要とする人が、短期入所、日中一時支援を利用できるように運営事業者を支援します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケアに対応する施設への支援	実施	実施	実施	実施

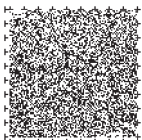
No. 49	★重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の充実	障害福祉課		
重症心身障害児（者）の自宅等に訪問看護師を派遣する在宅レスパイト事業を行います。また、利用者のニーズをふまえ、訪問看護師の派遣可能時間等の拡充について検討します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業延利用回数	122回	144回	144回	144回



No. 50	精神障害者への都型ショートステイ事業	保健予防課		
地域で生活する精神障害者の病状が不安定になったときや、家族等の都合により介護ができなくなったときなどに、精神障害者が入院しないで地域で生活を送ることができる「都型ショートステイ事業」（精神障害者グループホームを活用したショートステイ）を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都型ショートステイ事業	実施	実施	実施	実施

No. 36	安心生活支援事業【再掲】
P. 60参照	

No. 44	単身生活サポート事業【再掲】
P. 64参照	



## 【施策2】居住環境の整備

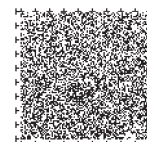
### 《現状と課題》

- ・令和2年度末現在、区内には身体障害者福祉ホーム1か所、重度身体障害者グループホーム1か所、知的障害者グループホーム17か所、精神障害者グループホーム2か所が整備されています。※グループホーム数については、ユニット単位（共同で生活するグループの単位）にて計上
- ・身体障害者グループホームについては第5期計画の目標が達成できない状況であるため、引き続き整備を進めていくことが必要です。
- ・知的障害者・精神障害者グループホームについても、ニーズをふまえ、必要に応じて整備を進めていく必要があります。
- ・障害があることにより、民間賃貸住宅など一般住宅への入居に際して契約や保証人等の関係などから支援が必要な状況があるため、円滑に入居ができるよう支援が必要です。

### 《主な取り組み》

No. 51	★身体障害者グループホーム等の整備	障害福祉課		
<p>令和2年度末時点、身体障害者福祉ホーム1か所（定員9人）、重度身体障害者グループホーム1か所（定員4人）が整備されています。令和5年度末までに新たに2か所（定員10人）整備します。</p> <p>今後も障害者のニーズに合わせ、令和2年度より拡充した助成制度や区有施設の活用により、身体障害者グループホームの整備を進めます。</p>				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者グループホーム等の整備	累計2か所 定員13人	累計3か所 定員19人	累計3か所 定員19人	累計4か所 定員23人

No. 52	★知的障害者グループホームの整備	障害福祉課		
<p>令和2年度末時点、17か所（定員77人）が整備されています。令和5年度末までに新たに1か所（定員10人）整備するとともに、区有施設である「元浅寮」を老朽化に伴い改築します。また、これらの整備に併せて、同じく老朽化が進んでいるグループホームの再編を進めます。</p>				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害者グループホームの整備	累計17か所 定員77人	累計16か所 定員79人	累計16か所 定員79人	累計16か所 定員85人

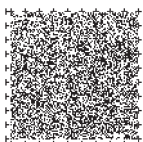


No. 53	精神障害者グループホームの運営	保健予防課		
令和2年度末時点、2か所（定員13人）整備されています。引き続き、ニーズをふまえた着実な運営を実施していきます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者グループホームの運営	実施	実施	実施	実施

No. 36	安心生活支援事業【再掲】
P. 60参照	

No. 43	★住宅相談・情報提供【再掲】
P. 64参照	

No. 44	単身生活サポート事業【再掲】
P. 64参照	



## 【施策3】日中活動の場の整備

### 《現状と課題》

- ・令和2年度末現在、区内には、生活介護施設7か所が整備されています。
- ・今後、特別支援学校卒業予定者などから推計すると生活介護施設の不足が懸念されます。また、高齢化により福祉的就労施設から生活介護施設への移行者数の増加が見込まれることから、生活介護施設を整備する必要があります。
- ・特に、身体障害者を対象とする生活介護施設は、整備が進んでおらず、松が谷福祉会館やつばさ福祉工房も定員に達していることから、早期の対応を図る必要があります。令和2年度より拡充した助成制度を活用し、整備の促進を図るなど、様々な手段を用いて、生活介護施設を整備を推進する必要があります。
- ・近年、生活介護施設や就労継続支援事業所等の利用者に対する通所時間終了後の支援が課題となっています。
- ・本区においては、医療的ケアに対応する施設への支援を行っており、今後も関係機関等と連携した支援を推進する必要があります。

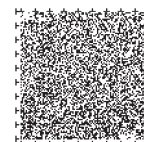
### 《主な取り組み》

No. 54	★生活介護施設の整備	障害福祉課		
令和2年度末時点、生活介護施設7か所が整備されています。令和5年度末までに新たに1か所整備します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護施設の整備	7か所	8か所	8か所	8か所

No. 55	★学校卒業後の夕方支援の検討	障害福祉課 保健予防課		
福祉作業所や生活介護施設等の活動終了後、夕方時間帯において支援が必要な障害者の居場所づくりについて、実施手法の検討を進めます。				

No. 94	★(仮称)北上野二丁目福祉施設の整備【再掲】
P. 94参照	

No. 48	医療的ケアに対応する施設への支援【再掲】
P. 67参照	



## 【施策4】 障害者の高齢化への対応

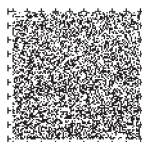
### 《現状と課題》

- ・ 障害者総合支援法の改正により、65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減される仕組みが設けられています。
- ・ 障害の種別にかかわらず、高齢化が進んでおり、障害特性に応じた支援の充実とともに、高齢福祉施策との連携が重要な課題となっています。特に障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、65歳以降は介護保険給付が優先されることとなりますが、個々の状況に応じ障害福祉サービスと介護保険サービスが、総合的に提供されることが必要です。
- ・ 国の制度において、平成30年より、事業所が障害福祉サービスと介護保険サービスの両方のサービスを提供することができる共生型サービスが新設されました。障害者の高齢化への対応のため、共生型サービスに対応する事業所を増やしていくことも必要です。
- ・ 入所施設や通所施設の利用者が高齢化することで、施設側が当初想定していなかったバリアフリー化への対応が必要です。

### 《主な取り組み》

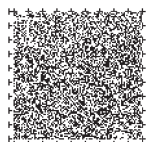
No. 56	介護保険サービスへの移行時の支援	障害福祉課 保健予防課 介護保険課 介護予防・地域支援課		
<p>障害福祉サービスの利用者が、65歳に到達するなど介護保険サービスに移行することとなった際に、円滑にサービスを利用できるよう相談などの支援を実施します。</p> <p>また、介護保険サービスに移行しても、必要な支援が受けられるよう、個々の状況に応じ障害福祉サービス等を併用するための支援を実施します。</p>				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険サービスへの移行時の支援	実施	実施	実施	実施

No. 77	★障害者施設のバリアフリー化の推進【再掲】
P. 85参照	





No. 57	★共生型サービスの推進	障害福祉課 高齢福祉課		
<p>障害者の高齢化への対応や、地域資源の有効活用を図るため、令和6年度開設予定の（仮称）竜泉二丁目福祉施設において、共生型サービス（ショートステイ）の提供に向けて、整備を進めていきます。</p> <p>また、共生型サービスを実施する事業所を増やすため、制度の周知を図っていきます。</p>				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共生型サービスの推進	実施	推進	推進	推進



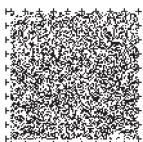
## 【施策5】リハビリテーションの実施

## 《現状と課題》

- ・介護や支援の必要な人が、生活の質を維持し住み慣れた地域でいきいきとした生活を続けられるように、機能訓練の実施などの継続的なリハビリテーションが必要です。

## 《主な取り組み》

No. 58	中途障害者への機能訓練	松が谷福社会館		
脳卒中等の後遺症のある人に、機能維持と改善のため、個々の障害に応じた機能訓練を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中途障害者への機能訓練	実施	実施	実施	実施



## 施策の方向性6 福祉人材の育成・充実

- ・ 障害者が身近な地域で将来にわたり、安心して生活していくために、障害福祉サービス等が安定的に提供される必要があります。そのため、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上や、これらを担う人材を安定的に確保し、育成・定着支援に関する総合的な取り組みを図る必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行により、企業の求人が減少する一方で、必要不可欠な仕事を担っている介護人材に対する需要は高まっています。
- ・ 介護人材の確保は喫緊の課題となっており、区としても事業者の取り組みを支援するとともに、福祉ボランティアの育成に取り組む必要があります。

### 《施策の取り組み》

【施策1】 ヘルパーの養成

【施策2】 手話通訳者の養成

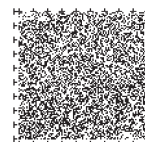
【施策3】 サービスを担う人材の確保・資質向上

【施策4】 福祉ボランティアの育成・活動支援

### 【施策1】 ヘルパーの養成

#### 《現状と課題》

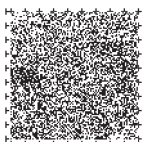
- ・ 移動支援事業は、一人での外出が困難な障害者の社会参加、余暇活動のための支援です。障害者の生活上必要不可欠な外出や社会参加及び生活の質を高めるためにも、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保が重要です。そのため、ガイドヘルパーの養成研修を継続していくことが必要です。
- ・ 移動支援は緊急時対応が求められる場合も多く、土日・休日、放課後や夏休み等に利用が集中する傾向があります。



## 《主な取り組み》

No. 59	★ヘルパーの養成促進	障害福祉課		
知的障害者を対象とした移動支援・通学支援事業のガイドヘルパーに加え、重度訪問介護及び同行援護ヘルパー確保のため、養成研修を実施し、サービス提供を担うことのできる人材を育成します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害者ガイドヘルパーの養成人数	14人	30人	45人	45人
重度訪問介護ヘルパーの養成人数	研修中止	10人	10人	10人
同行援護ヘルパーの養成人数	研修中止	10人	10人	10人

No. 60	★ヘルパー養成研修費用の助成	障害福祉課 介護保険課		
重度訪問介護及び同行援護のヘルパー等養成研修の受講費用の助成を行い、サービスの担い手となるヘルパーの育成を支援します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護職員初任者研修受講費用助成	実施	実施	実施	実施
重度訪問介護ヘルパー研修受講費用助成	実施	実施	実施	実施
同行援護ヘルパー研修受講費用助成	実施	実施	実施	実施



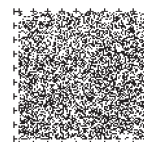
## 【施策2】手話通訳者の養成

### 《現状と課題》

- ・聴覚障害者の地域生活や社会参加を支えるには、手話による意思疎通支援が必要ですが、手話通訳者の養成には、多くの時間が必要です。
- ・本区では、初級、中級、上級、通訳者養成の各講習会を実施していますが、引き続き計画的な養成や技能の向上などについて検討が必要です。また、手話通訳者の技術の維持・向上のための研修も重要です。

### 《主な取り組み》

No. 8	手話講習会【再掲】
P. 48参照	
No. 9	手話通訳者の研修会【再掲】
P. 49参照	



## 【施策3】 サービスを担う人材の確保・資質向上

## 《現状と課題》

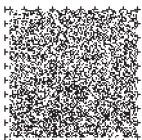
- ・利用者に対し、より良いサービスを提供するため、サービスを担う職員の資質向上と福祉人材の確保に向けた取り組みが求められています。
- ・区では障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障害福祉サービス事業者等に対して指導検査を実施しています。事業者等に対して、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講じることにより、サービス内容の質の確保や給付費等の支給の適正化を図っています。

## 《主な取り組み》

No. 61	★人材育成・確保に向けた取り組みの推進	障害福祉課 保健予防課 介護保険課		
サービス管理者等への研修など東京都と連携して人材育成・確保に向けた取り組みを推進します。また、介護職等就職フェアを実施するとともに、区内事業所の人材確保に対する取り組みへの支援を図ります。 加えて、職員の負担軽減や支援の質の向上につながる、介護ロボット・ICTなどの活用事例について、導入事例の検証結果などの情報を収集し、事業者が発信していきます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度未見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護職等就職フェア	中止	推進	推進	推進

No. 62	資質向上に関する研修等	障害福祉課 松が谷福祉会館 保健予防課		
障害や制度の理解を深めるため、サービス提供事業者等に向けた研修等を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度未見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス提供事業所等への研修等	実施	実施	実施	実施

No. 63	事業所への指導検査	福祉課		
計画的な指導検査を実施し、利用者の保護及び利用者の視点に立ったサービス提供・質の向上を図っていきます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度未見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所への指導検査	実施	実施	実施	実施



## 【施策4】福祉ボランティアの育成・活動支援

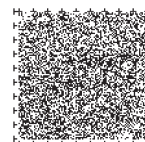
### 《現状と課題》

- 福祉を支える人材の養成・確保を図るため、日々の生活や介護をサポートするボランティアを育成し、活動を支援することが求められています。

### 《主な取り組み》

No. 64	ボランティア等による日常生活援助への支援	福祉課 社会福祉協議会		
障害者や高齢者が地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会が行う、ボランティアによる家事援助・介護援助・身の回り応援サービス（はつらつサービス）事業を支援します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
はつらつサービス	実施	実施	実施	実施

No. 65	福祉を支えるボランティアの育成・活動支援	障害福祉課 松が谷福祉会館 福祉課 社会福祉協議会		
介護支援ボランティアポイント事業等を活用し、福祉を支えるボランティアの育成・活動支援を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ボランティアの育成・活動支援	実施	実施	実施	実施
介護支援ボランティアポイント事業	実施	実施	実施	実施



## 施策の方向性 7 防災・安全・バリアフリーのまちづくり

- ・近年、想定をはるかに超える風水害等が頻発しており、障害者の防災対策の課題は多岐にわたり、大きなものであることが再認識されています。  
実態調査では災害時に困ることや不安に思うこととしては、薬の確保、避難・移動すること、家族等と連絡をとることが上位3位に挙げられています。
- ・消費生活をめぐる詐欺や一方的な契約については、財産を脅かすものであるため、被害に遭わないために、トラブルが起こった際の対処法等について周知するなど消費者保護の取り組みを行う必要があります。
- ・平成23～24年度に策定した「台東区バリアフリー基本構想」に基づき、区内全域のバリアフリー化を推進してきました。基本構想は、令和2年度を最終年度にしていることから、令和2年のバリアフリー法の一部改正を踏まえ、基本構想を改定します。
- ・新型の感染症の拡大は、障害福祉サービス等の提供に大きな支障が生じます。想定外の事態においても、障害福祉サービス等の提供体制の維持が図れるように備える必要があります。

### 《施策の取り組み》

【施策1】 防災・防犯対策の推進

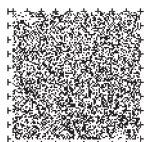
【施策2】 感染症対策の推進

【施策3】 公共施設等のバリアフリー化の充実

### 【施策1】 防災・防犯対策の推進

#### 《現状と課題》

- ・災害時に障害者の安全を確保するためには、障害者と地域住民とが日常的な関わりを持つことが必要であり、地域における『共助』を基本とした対応を強める必要があります。
- ・災害が発生した場合の障害者福祉施設や避難所におけるそれぞれの障害特性に合った支援のあり方などについて、引き続き検討する必要があります。
- ・住み慣れた自宅で生活を継続することができる在宅避難は障害者にとってストレス軽減のメリットがあり、実施に向けた仕組みづくりの検討が必要です。
- ・障害者の中には、自己の財産管理などが難しいことから、高額商品を買わされるといった被害に遭う方もみられます。また、高齢者を狙った詐欺などもみられるため、成年後見制度の利用促進や、消費者保護講習会の実施など、防犯対策の推進が求められます。





《主な取り組み》

No. 66	★避難行動要支援者対策の推進	危機・災害対策課 障害福祉課 保健予防課
--------	----------------	----------------------------

災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者の名簿を、警察署、消防署、消防団、民生委員等に提供し、定期的な周知・推進を図り、平常時から要支援者の所在を把握します。あわせて、避難行動要支援者名簿登録者へ支援を行う避難支援者や避難所までの避難方法等を定めた個別支援計画の作成を推進していきます。  
また、避難所などでの暮らしを支援するために、二次避難所の運営体制の強化を図ります。

取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
避難行動要支援者名簿の周知	実施	実施	実施	実施
避難行動要支援者にかかる個別支援計画の作成	検討	実施	実施	実施
二次避難所の指定	13か所	13か所	13か所	13か所

No. 67	★在宅避難対策の推進	危機・災害対策課
在宅避難を行う上で必要となる地域との連携や避難物資等の提供の伝達方法など、在宅避難を支える仕組みづくりを検討します。		

No. 68	障害者の防災訓練の参加促進など、共助の仕組みづくりを推進	危機・災害対策課 障害福祉課
障害者団体、地域との協働による防災訓練を通じて、『共助』の仕組みづくりを推進します。		

取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域との協働による防災訓練	実施	実施	実施	実施

第1章

第2章

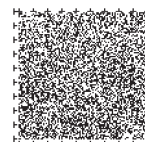
第3章

第4章

第5章

第6章

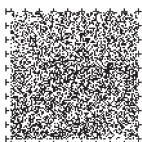
資料編



No. 69	ヘルプカードの配布・活用	障害福祉課		
緊急連絡先や必要な支援内容を記載するヘルプカードを障害者へ配布するとともに、警察・消防等の関係機関や区民へ周知することで、障害者への支援を充実します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度未見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ヘルプカードの配布・活用・周知	実施	実施	実施	実施

No. 70	防災・防犯講演会等	障害福祉課 松が谷福祉会館 くらしの相談課		
障害者団体と連携した防災講演会を実施し、危機管理意識の啓発を行います。また、防犯に関わる様々な取り組み事例や消費生活に関わる相談事例、トラブル対処の方法を紹介する講座を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度未見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者団体と連携した防災講演会	実施	実施	実施	実施
消費生活に関する知識や情報を伝える出前講座	10回	20回	40回	40回

No. 71	緊急通報システムなどの機器の貸与	障害福祉課		
自宅での緊急事態に対応するため、緊急通報システムなどの機器を貸与します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度未見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報システムなどの機器の貸与	実施	実施	実施	実施



## 【施策2】感染症対策の推進

### 《現状と課題》

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のため、国や都と連携した継続的な支援を行っていく必要があります。特に、グループホームなど、利用者の生活の場であり停止することができない入所系サービスは、感染症対策を徹底する必要があります。
- ・感染症流行下においても、必要なサービス提供体制が維持できるよう、必要な衛生用品の備蓄や多様なサービス提供手段の検討、確保が必要です。
- ・在宅で障害者等を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、要介護者の生活支援が必要です。

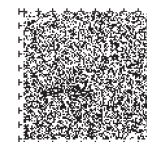
### 《主な取り組み》

No. 72	★入所施設等新規利用者へのPCR検査	高齢福祉課 障害福祉課 保健予防課		
グループホームなど、区内入所系サービスにおける新型コロナウイルス感染を防ぐため、新たに入所する方を対象にPCR検査を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PCR検査	実施	実施	実施	実施

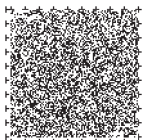
No. 73	★感染症対策の推進	障害福祉課 保健予防課		
感染症拡大に備えて事業所が行う感染症対策用品の備蓄等への支援を行い、障害福祉サービスの体制維持を図ります。また、事業所に対し感染症対策についての周知啓発を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
感染症対策用品の備蓄等への支援	実施	実施	—	—
感染症対策についての周知啓発	実施	実施	実施	実施

No. 11	★遠隔手話通訳サービス【再掲】
P. 49参照	

No. 100	★遠隔相談サービス【再掲】
P. 99参照	



No. 74	★在宅要介護者等受入体制整備			障害福祉課 保健予防課
在宅で障害者等を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも、要介護者の家庭等での生活を支え、罹患した家族が安心して療養に専念できる環境を整えます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅要介護者等受入体制整備	実施	実施	実施	実施



## 【施策3】公共施設等のバリアフリー化の充実

### 《現状と課題》

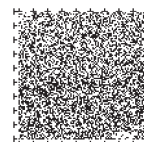
- ・本区では、障害者をはじめ誰もが自立した地域生活を送るために、生活圏、行動圏を広げられるよう、公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化を一層推進する必要があります。
- ・入所施設や通所施設の利用者の高齢化により、施設が当初想定していなかったバリアフリー化への対応が求められており、事業所に対する支援の検討が必要です。

### 《主な取り組み》

No. 75	★公共施設等のバリアフリー化の推進	計画調整課		
台東区バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区において、関係機関・事業者と協力し、区民施設、駅施設や病院などの生活関連施設等のバリアフリー化を推進します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
バリアフリー事業	実施	実施	実施	実施

No. 76	バリアフリー化助成の実施	計画調整課 福祉課		
鉄道事業者が行う鉄道駅ホーム柵等の整備事業に対し、その経費の一部を助成するとともに、診療所や薬局等のバリアフリー化工事に対する助成を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホーム柵設置	0か所 累計2か所	1か所 累計3か所	1か所 累計4か所	—
バリアフリー化助成	1件 累計30件	1件 累計31件	1件 累計32件	1件 累計33件

No. 77	★障害者施設のバリアフリー化の推進	障害福祉課		
区有施設のバリアフリー化を推進するとともに、民間のグループホーム等が実施するバリアフリー化工事への助成について、検討します。				



## Ⅱ基本目標Ⅲ 障害児支援の充実

### 施策の方向性 8 成長段階に応じた一貫した支援

- ・ 障害のある子供には、幼いうちからの適切な支援が重要であり、子供と長く関わる保護者や保育園・幼稚園・こども園・学校の教職員等による発見が重要です。そのためには、早期発見とそれに伴う療育、さらに、年齢に応じた取り組みを一貫して行うことが重要です。

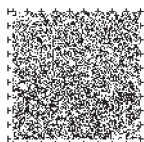
#### 《施策の取り組み》

- 【施策1】 障害の早期発見
- 【施策2】 年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】
- 【施策3】 年齢に応じた支援の推進【学齢期】
- 【施策4】 年齢に応じた支援の推進【学校卒業までの支援】
- 【施策5】 乳幼児期から成人期までの一貫した支援
- 【施策6】 障害児の日中活動の場の充実

#### 【施策1】 障害の早期発見

##### 《現状と課題》

- ・ 障害の早期発見の機会については、保健所の乳幼児健康診査や発達相談が主であり、その後、療育機関の指導につなげています。他にも、松が谷福祉会館、教育支援館、子ども家庭支援センターなどで相談を受けるケースや、身近な保育園や幼稚園、こども園、学校などの日常の場が発見・相談の機会になることも多くなっています。
- ・ 今後も、こうした発見・相談の機会の多様性を維持しつつ、連携を強化し、適切に学校教育や療育へとつながる相談・指導体制の充実を図る必要があります。

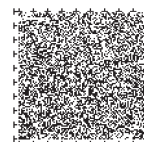


《主な取り組み》

No. 78	早期発見と療育機関との連携	保健サービス課 松が谷福祉会館 子ども家庭支援 センター		
乳幼児健康診査・相談事業において障害を早期に発見し、専門的な支援につながるよう、療育機関との連携を図ります。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児健康診査	実施	実施	実施	実施
療育機関との連携	実施	実施	実施	実施

No. 79	健診における発見精度の向上	保健サービス課 学務課		
乳幼児健康診査等の従事者間において連絡会を開催し、情報共有や意見交換を行い、発見精度の向上を図り相談機関へつなげていきます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児健康診査等の従事者による連絡会	年2回	年2回	年2回	年2回

No. 80	巡回訪問【再掲】
P. 88参照	



## 【施策2】年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】

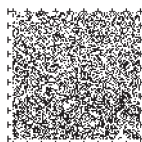
## 《現状と課題》

- ・子供たちが障害の有無にかかわらず、共に過ごし互いに触れ合う中で育ち、学ぶことは、障害への理解につながり、将来的には共生社会の実現に貢献できることとなります。  
そのため、多くの乳幼児が利用する保育園・幼稚園・こども園での取り組みが重要となります。これらの関係機関と保護者が、子供に対する共通の理解を進めながら支援をすることが重要です。
- ・保育園への障害児の入園を促進するためには、障害児が入園した場合の看護師、保育士、支援員等の人員配置や職員の資質向上を図ることが必要です。
- ・幼稚園・保育園等の関係機関からの要請により専門職員が訪問して、発達上の心配のある子供の特性や対応方法に対して助言を行う巡回訪問については、各施設からの要望が非常に多く、充実していく必要があります。
- ・障害児の専門機関である療育機関と保育園、幼稚園、こども園が連携し、それぞれの役割を活かした支援を行うことがこれまで以上に求められています。

## 《主な取り組み》

No. 80	巡回訪問	松が谷福祉会館		
保育園・幼稚園・こども園等への巡回訪問を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回訪問	100件	140件	140件	140件

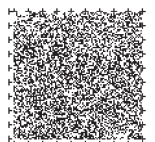
No. 81	家庭への支援	障害福祉課		
一時的に家庭での介護が困難となった場合等の支援として、日中一時支援や緊急一時保護を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援、緊急一時保護	実施	実施	実施	実施





No. 82	学校・園への巡回相談等	学務課 教育支援館		
専門家による学校・園への巡回相談等により、配慮を要する幼児・児童・生徒に関して、教職員等に対し適切な指導・助言を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度未見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回相談	実施	実施	実施	実施
教育相談連携訪問	実施	実施	実施	実施
こころの相談室医師の訪問	実施	実施	実施	実施

No. 83	幼児、児童、生徒の安全確保の支援	教育支援館		
学校・園に、特別支援教育支援員を配置し、配慮を要する幼児・児童・生徒の安全確保の支援を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度未見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援教育支援員の配置	実施	実施	実施	実施



### 【施策3】年齢に応じた支援の推進【学齢期】

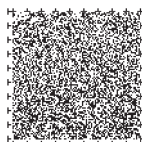
#### 《現状と課題》

- ・放課後等デイサービスは、障害児の日常生活動作の習得や集団生活への適応に向けた支援を目的とした施設で、区内に9か所あります。
- ・区内では、13か所のこどもクラブ（学童保育）で集団保育が可能な障害児を6年生まで保育する高学年障害児保育を実施しており、今後も施設の改修に合わせて障害児保育に対応した施設の整備を検討していきます。
- ・特別支援教育については、障害児の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難に寄り添って一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高める適切な指導・支援が必要です。当該児童・生徒の障害に応じた適切な教育を受けられる就学先を選択できるように、その支援を行う就学相談、通級相談を実施していきます。
- ・特別支援学校に在籍する児童・生徒にとって、地域指定校に副籍を持つことは、在籍する同年代の児童・生徒との関係が構築され、居住する地域の一員としての自覚が生まれます。また、地域指定校に在籍する児童・生徒にとっても特別支援教育や障害に対する正しい理解と認識を深め、同じ社会に生きる人間として互いを理解し、共に支えあって生きていくことの大切さを学ぶことができます。このため、双方の教育効果を高める観点から副籍事業を推進する必要があります。

#### 《主な取り組み》

No. 84	こどもクラブ高学年障害児保育	児童保育課 (放課後対策担当)		
高学年障害児対応こどもクラブで障害児保育を実施します。また、施設の改修に合わせて障害児保育に対応した施設の整備を検討していきます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高学年障害児対応こどもクラブ	実施 累計13か所	実施 累計13か所	実施 累計13か所	実施 累計13か所

No. 85	就学相談、通級相談	学務課		
障害児の生活や学習上の困難に寄り添って一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高める適切な指導・支援を受けられるよう、就学相談や通級相談を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就学相談、通級相談	実施	実施	実施	実施

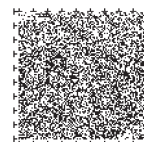


No. 82	学校・園への巡回相談等【再掲】
P. 89参照	

No. 86	副籍制度の推進	学務課		
特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の小中学校と交流する副籍制度を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
副籍制度実施率	96.2%	100%	100%	100%

No. 83	幼児、児童、生徒の安全確保の支援【再掲】
P. 89参照	

No. 87	特別支援教育に携わる教職員等への研修	教育支援館		
特別支援教育に携わる教職員等の資質向上のため、学校教育相談講座を実施します。 また、特別支援教育支援員への研修を行い、児童・生徒の支援に活かします。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校教育相談講座	中止	6回	6回	6回
特別支援教育支援員研修会	4回	6回	6回	6回



## 【施策4】年齢に応じた支援の推進【学校卒業までの支援】

## 《現状と課題》

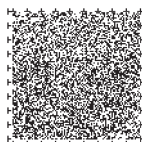
- ・地域生活や就労への移行が速やかにできるようにするためには、在学中から進路について学校、障害福祉関係機関、障害者就労支援室との連携による支援が必要です。

## 《主な取り組み》

No. 88	在学中からの就労支援	障害福祉課		
特別支援学校と障害者就労支援室が連携し、在学中から就労支援を実施するとともに、関係機関で構成される台東区障害者関係機関連絡会通所部会を開催し、各学校の卒業生の進路についての情報共有を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
台東区障害者関係機関連絡会通所部会	年2回	年2回	年2回	年2回

No. 89	特別支援学校、保護者、区関係機関による個別支援会議	障害福祉課 保健サービス課		
特別支援学校に在籍する生徒の卒業後の進路検討のため、必要に応じて、特別支援学校、保護者、区関係機関による個別支援会議を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別支援会議	実施	実施	実施	実施

No. 90	障害福祉サービス説明会	障害福祉課 保健予防課		
特別支援学校等に在籍している生徒の保護者等の要望に対して、障害福祉サービス説明会を実施し、サービス内容の理解を促進します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス説明会	年1回	年1回	年1回	年1回



## 【施策5】乳幼児期から成人期までの一貫した支援

### 《現状と課題》

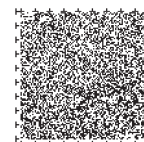
- ・ 障害の発見から学校卒業まで、それぞれの時期に応じた相談、療育支援が一貫して行われるよう、各ライフステージにおける支援計画等が保護者や支援機関によって共有されることが必要です。
- ・ 松が谷福祉会館の障害サービス機能をより充実し、発達障害児の支援をさらに強化した施設とするとともに、子供から若者までの様々な相談や課題に対して一貫した支援を実現する新たな子育て支援総合施設の整備が必要です。

### 《主な取り組み》

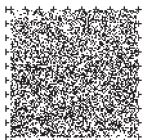
No. 91	関係機関との情報共有	松が谷福祉会館 学務課 など		
保護者（本人）が、日常生活での配慮点や特性、これまで受けてきた支援情報などの本人情報の記録をサポートファイルに保管し、それを活用して関係機関との情報共有を図ります。また、関係機関はその作成を支援するため、支援情報の提供を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サポートファイルを用いた情報共有	実施	実施	実施	実施

No. 92	各支援機関とのネットワークを用いた相談支援	松が谷福祉会館 保健サービス課 など		
各支援機関（保健所、松が谷福祉会館こども療育室、各教育機関、各相談支援事業所など）が連携して構築したネットワークにより、乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談支援を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各支援機関のネットワークによる一貫した相談支援	実施	実施	実施	実施

No. 93	松が谷福祉会館こども療育室の相談・通所事業の充実	松が谷福祉会館		
乳幼児期から学齢期までの一貫した相談支援の実施や、乳幼児期から学齢期まで、発達段階、障害種別に応じた療育が提供できる体制を検討します。				



No. 94	★（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備	松が谷福祉会館 障害福祉課 子育て・若者支援課 教育支援館など
<p>松が谷福祉会館における障害者自立支援センター及び障害者デイサービスの機能の充実に加え、子供・若者に関する様々な相談に対応できる相談窓口や、地域の中核的な療育施設となる児童発達支援センターの設置、困難を有する若者の相談・支援を進めます。 令和3年度から、基本構想の策定に取り組みます。</p>		
No. 95	児童発達支援センターの整備	松が谷福祉会館
<p>（仮称）北上野二丁目福祉施設の機能の一つとして、障害児やその家族からの相談対応や、障害のある乳幼児を預かる保育園等への援助・助言を行うなど、専門機能を活かして児童発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの整備を推進します。</p>		



## 【施策6】 障害児の日中活動の場の充実

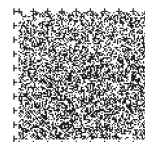
### 《現状と課題》

- ・発達が遅れやその心配があると思われる子供に、日常の基本的な生活習慣や社会生活への適応力を身につけるために専門的な支援を行う必要があります。
- ・医療的ケアを必要とする重症心身障害児は、一般の障害児通所施設では、看護師等の人員配置不足など、支援を受けることが難しい状況にあります。

### 《主な取り組み》

No. 95	児童発達支援センターの整備【再掲】
P. 94 参照	

No. 103	★重症心身障害児等を支援する通所事業所の確保【再掲】
P. 103 参照	



## 施策の方向性 9 発達障害児の支援体制の強化

- ・発達障害は、見た目には分かりづらく、周りの人たちには理解できない行動として現れることがあります。
- ・子供に発達上の課題がある場合、適切な対応や支援につながらないまま親子が孤立した状態が続くと、不適切な養育や虐待など二次的な問題に至り、支援が困難な状態になるだけでなく、今後の子供の発達に大きな影響を及ぼす場合があります。本区では、発達上の課題がある子供とその保護者が、より早期に必要な支援に繋がるよう、支援に関わる各機関が連携して、切れ目のない支援の充実を図っています。
- ・発達障害に対する社会全体の関心と認識は高まり、支援ニーズは年々増加傾向にあります。また、支援ニーズ自体も多様化しています。
- ・早期発見・早期支援には本人及び家族への支援が重要であり、保護者等が子供の発達障害の特性を理解し、適切な対応ができるように支援体制の確保が重要です。

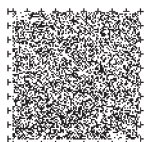
### 《施策の取り組み》

- 【施策1】早期発見体制の推進
- 【施策2】相談・支援体制の充実
- 【施策3】継続支援体制の強化
- 【施策4】普及・啓発の促進

### 【施策1】早期発見体制の推進

#### 《現状と課題》

- ・ASD（自閉症スペクトラム障害）、AD/HD（注意欠陥/多動性障害）や、LD（学習障害）などの発達障害は、家庭では気づきにくいいため保護者の理解を得ることが難しい場合が多くあります。適切な対応や支援が行われない状況が続いてしまうと、「いじめ」や「ひきこもり」、「精神疾患」等の二次的な問題や障害を引き起こす場合があります。
- ・発達障害はできる限り早期に発見し、適切な支援につなげることが何よりも重要です。
- ・発達障害に対する理解を更に促進するとともに、保育園・幼稚園・こども園・小学校等での対応力を高め、子供の育ちの支援を進めつつ、同時に家庭への支援につなげる仕組みづくりが求められています。





《主な取り組み》

No. 82	学校・園への巡回相談等【再掲】
P. 89参照	

No. 80	巡回訪問【再掲】
P. 88参照	

No. 96	子供に関わる関係機関職員の資質向上	松が谷福祉会館 教育支援館 など		
発達障害に関する研修や保育園や幼稚園、こども園、学校への巡回訪問時の支援方法の助言等により、教員・保育士など子供に関わる関係機関職員の対応力を高めます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
関係機関職員の資質向上	実施	実施	実施	実施

第1章

第2章

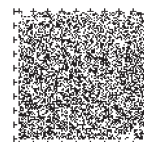
第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



## 【施策2】相談・支援体制の充実

## 《現状と課題》

- ・子供の発達に対する不安を感じつつも障害を受容できない保護者も多く、身近なところで気軽に受けられる相談窓口が求められます。さらに着実に適切な支援へつなげていくため、関係機関との連携体制の強化を図る必要があります。
- ・発達障害のある子供への支援ニーズは、今後も増加が予想されることから、身近な地域でより多くの子供が必要な指導・支援を適切に受けられる環境が必要です。
- ・保護者・家族は、悩みや不安をどこにも相談できず、周囲から孤立してしまうこともあるため、当事者だけでなくこうした保護者・家族への支援策が求められています。

## 《主な取り組み》

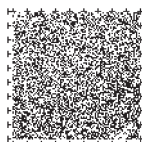
No. 39	発達障害児（者）の総合的な相談支援【再掲】
P. 61参照	

No. 78	早期発見と療育機関との連携【再掲】
P. 87参照	

No. 97	特別支援教室	学務課		
区立の全小中学校において、在籍校で巡回指導教員による特別な指導が受けられる特別支援教室を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援教室	実施	実施	実施	実施

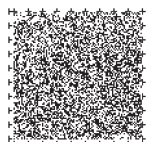
No. 85	就学相談、通級相談【再掲】
P. 90参照	

No. 98	子育て総合相談	子ども家庭支援センター		
子育てに関する相談を実施する中で、障害の有無にかかわらず、保護者・家族からの子供の発達についての相談に対応します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て総合相談	実施	実施	実施	実施



No. 99	子育て支援プログラム	松が谷福社会館		
発達障害に特化した子育て支援プログラムとして、保護者・家族が子供の行動分類や適切な指示方法、関係機関との関わり方等を学ぶペアレントプログラムを実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度未見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントプログラム	年1回	年2回	年2回	年2回

No. 100	★遠隔相談サービス	松が谷福社会館		
新型コロナウイルス感染症の拡大など、対面での対応が困難な場合においても、相談を受けることができるようにするため、タブレット型端末等を利用した遠隔相談サービスを実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度未見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タブレット型端末による遠隔相談サービス	実施	実施	実施	実施



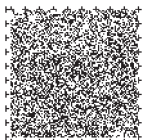
## 【施策3】継続支援体制の強化

## 《現状と課題》

- ・発達障害のある子供への支援は、ライフステージに応じて切れ目なく一貫して行う必要があります。そのためには、関係機関の情報共有が重要であり、また支援の中心となる中核的拠点の機能が必要です。
- ・より適切な支援につなげて継続的に支援していくためには、各支援機関において発達障害の特性を正しく理解し、適切な配慮を実践する必要があります。

## 《主な取り組み》

No. 91	関係機関との情報共有【再掲】
P. 93参照	
No. 96	子供に関わる関係機関職員の資質向上【再掲】
P. 97参照	
No. 95	児童発達支援センターの整備【再掲】
P. 94参照	



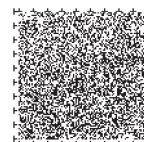
## 【施策4】普及・啓発の促進

### 《現状と課題》

- ・発達障害児（者）の中には、様々な生きづらさを抱えながら生活している人がいます。住み慣れた地域で充実した社会生活を送るためには、周囲の人々の配慮や協力等が必要であり、より具体的な理解を進めることが必要です。

### 《主な取り組み》

取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障害に関する講演会・啓発事業	年1回	年2回	年2回	年2回
リーフレット配布等による普及・啓発	実施	実施	実施	実施



## 施策の方向性10 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

- ・NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童(医療的ケア児)は、厚生労働省が平成30年に実施した調査研究によれば、全国に約2万人と推計されています。
- ・医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児支援機関への通所は、難しい状況にあり、身近な地域で支援が受けられるよう障害児の日中活動の充実を図ることが重要です。
- ・区では、令和2年2月に庁内の関係部署で構成される医療的ケア児支援のための関係機関協議の場を設置しておりますが、今後は、コーディネーターの配置や外部委員を含めた委員構成を検討し、運営体制の強化を図っていきます。

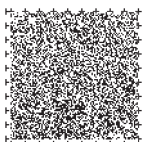
### 《施策の取り組み》

#### 【施策1】重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

#### 【施策1】重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

##### 《現状と課題》

- ・近年、医療技術の進歩を背景に、人工呼吸器やたんの吸引などの医療的ケアを必要とする児童が増加しています。
- ・国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、自治体において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。
- ・本区においては、医療的ケアを必要とする人を受け入れている事業所に対する支援を行っており、今後も関係機関等と連携した支援を推進する必要があります。



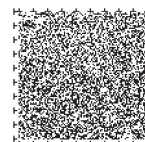
《主な取り組み》

No. 102	★医療的ケア児支援のための協議の場の運営	障害福祉課 保健予防課 など		
コーディネーターの配置や外部委員を含めた委員構成の検討など、運営体制の充実を図りながら、医療的ケア児への適切な支援に向けた協議を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置	検討	検討	検討	実施

No. 103	★重症心身障害児等を支援する通所事業所の確保	障害福祉課		
重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域に必要な支援を受けて生活できるよう、重症心身障害児等を対象とした児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所について、令和2年度より拡充した助成制度を活用しながら、民間施設等の確保を図ります。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重症心身障害児等の通所事業所の整備	0件	0件	1件 累計1件	0件 累計1件

No. 48	医療的ケアに対応する施設への支援【再掲】
P. 67参照	

No. 49	★重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の充実【再掲】
P. 67参照	



## Ⅱ基本目標Ⅳ 自立や生きがいに結びつく就労支援の充実

### 施策の方向性11 就労の場と機会の充実

- ・就労は、障害者が地域で自立して暮らしていくにあたり、自分の暮らしの充実や生きがいなどに結びつきやすい大きな要素です。実態調査においても、将来希望する日中の過ごし方は、「一般就労などにより『働きたい』」と回答した割合が一番高く、障害者の就労に向けて様々な施策を通じた支援が求められています。
- ・就労への支援については、一般就労に向けた訓練や就労後の定着支援、福祉的就労などの障害者に対する施策があげられますが、障害者を雇用する企業や就労支援を進めていく事業所に対する支援も必要となります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化が懸念される中、区として、障害者の雇用を守り、社会情勢の動向を見ながら就労支援、雇用促進を進めていく必要があります。

#### 《施策の取り組み》

【施策1】安心してチャレンジできる体制の整備

【施策2】就労意欲促進の取り組み

【施策3】地域のネットワークによる支援

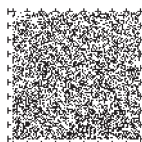
【施策4】福祉的就労をしている障害者への支援

【施策5】一般就労を継続できる支援体制の推進

#### 【施策1】安心してチャレンジできる体制の整備

##### 《現状と課題》

- ・「一般就労により働きたい」と願う障害者が、安心して就労にチャレンジするためには、個々の障害特性や能力に応じた支援が重要です。また、個々の状況にあった就労のため、求職活動に対する支援や日常生活への支援が必要です。このため特別支援学校との連携の強化や就労支援事業の充実が求められています。
- ・平成28年の障害者雇用促進法の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮）を定め、平成30年には障害者雇用義務対象に精神障害者が加わりました。法定雇用率については段階的に引き上げが行われています。一方で、中小企業等での雇用や、法定雇用率に算定されない短時間等の求人数は少ない状況が続いています。





- ・特別支援学校卒業生等が就労系障害福祉サービスを利用するためには、原則として、就労面のアセスメントが必要であり、適切であると認められる場合に就労継続支援事業を利用することになります。

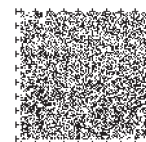
### 《主な取り組み》

No. 104	就労支援室による就労相談	障害福祉課		
障害者就労支援室では、一般就労を希望する障害者などに対して障害特性に応じた就労相談を行い、企業等とのマッチングや就労定着、生活支援などの支援に結びつけています。雇用情勢が厳しい中においても、障害者の一般就労を推進するため、今後も、東京障害者職業センター等の関係機関との連携をさらに強化して、就労相談を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者就労支援室の登録者数	303人	305人	307人	310人

No. 105	支援員の資質向上、地域開拓促進コーディネーターの配置	障害福祉課		
就労支援室の支援員の更なる資質の向上に努め、各障害特性「身体障害・知的障害・精神障害（発達障害）」に応じた支援を実施します。また、企業等に対するアプローチを推進するため、専任の地域開拓促進コーディネーターの配置を継続します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域開拓促進コーディネーターの配置	1人	1人	1人	1人

No. 106	在学中からの一般就労へ向けた個別支援会議	障害福祉課		
特別支援学校との連携を強化し、在学中から一般就労に向けた体制づくりを行うため、必要に応じて特別支援学校、保護者、区関係機関による個別支援会議を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別支援会議	実施	実施	実施	実施

No. 107	就労アセスメント	障害福祉課 保健予防課		
就労継続支援事業を希望する利用者が適切なサービスを受けられるような就労面のアセスメントを実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労アセスメント	実施	実施	実施	実施



## 【施策2】 就労意欲促進の取り組み

## 《現状と課題》

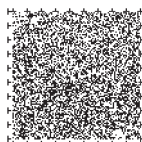
- ・ 障害者や家族の中には、就労に対する情報不足、過去の経験から不安などを抱えている人も多くいます。就労に対する不安を取り除くためにも、就労の体験や就労情報の提供が重要となっています。

## 《主な取り組み》

No. 108	成人期の発達障害者への社会参加支援事業	保健予防課		
対人関係スキル等のトレーニング、就労につなぐ相談支援など成人期の発達障害に特化した社会復帰相談指導事業（デイケア）を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成人期の発達障害者に対する社会復帰相談指導事業	実施	実施	実施	実施

No. 109	就労トレーニング	障害福祉課		
区役所等で行う職場体験訓練である就労トレーニングを通じて、障害者の社会参加の場を提供し、就労意欲の向上を図るとともに、一般就労に向けた支援を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労トレーニング延べ参加者数	95人	100人	100人	100人

No. 110	障害者・関係者への情報提供	障害福祉課		
障害者、家族に対し、福祉作業所等と障害者就労支援室が連携し、一般就労へ向けた支援や障害者雇用企業の紹介などの情報提供を実施します。また、地域自立支援協議会就労部会において、講演会などを開催します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者・関係者への情報提供	実施	実施	実施	実施
自立支援協議会就労部会における講演会	年1回	年1回	年1回	年1回



## 【施策3】地域のネットワークによる支援

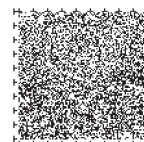
### 《現状と課題》

- ・本区における雇用・労働に係る課題や地域のニーズについての意見交換の場として、ハローワーク、商工会議所、労働基準監督署等と台東区地域雇用問題連絡会議を設置しています。
- ・地域自立支援協議会においても、障害者雇用に関係する機関の連絡や課題などの協議を行う組織として、障害者就労支援室、福祉作業所、ハローワーク、企業等による就労部会を設置しています。その結果、関係機関の連携が深まることにより、事業所連絡会（就労継続支援B型事業、就労移行支援事業）の発足にもつながっています。これらのネットワークにより、就労支援に向けた各機関の意識や情報の共有化を進める必要があります。

### 《主な取り組み》

No. 111	地域の雇用機関等との連携の推進	産業振興課 障害福祉課		
台東区地域雇用問題連絡会議、台東地区労働関係官公庁連絡会議及び地域自立支援協議会の就労部会を通じて地域の雇用機関等との連携を図りながら就労支援を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
台東区地域雇用問題連絡会議	年1回	年2回	年2回	年2回
台東地区労働関係官公庁連絡会議	年1回	年1回	年1回	年1回
地域自立支援協議会の就労部会	年8回	年12回	年12回	年12回

No. 112	ハローワークと連携し、障害者雇用促進に関する情報を発信	障害福祉課		
ハローワークと連携し、障害者雇用促進に関する法改正などの情報を発信し、企業に対する啓発に努めます。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者雇用促進に関する情報発信	実施	実施	実施	実施



## 【施策4】福祉的就労をしている障害者への支援

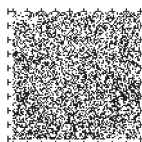
### 《現状と課題》

- ・安心して働くことができる環境を確保するためには、就労継続支援事業所等が継続・安定して運営できることが必要です。また、就労継続支援事業所等で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら、地域における自立した生活の実現をめざすため、工賃向上への取り組みを行う福祉作業所等を支援することも重要です。
- ・平成25年4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、障害者優先調達推進法）」が施行されたことにより、本区においても「台東区による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しており、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しています。

### 《主な取り組み》

No. 113	★福祉作業所等工賃向上支援	障害福祉課		
都や他区市町村と連携して受注促進を行うとともに、共同受注に対応できる作業場兼倉庫を引き続き確保することで、利用者への仕事量の安定化を図ります。また、経営改善や自主製品の開発に意欲的な福祉作業所等には、講習会や中小企業診断士による経営コンサルティング、デザイナー・クリエイターによる自主製品の高付加価値化などの支援を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注促進支援	実施	実施	実施	実施
経営コンサルティング・自主製品の高付加価値化などの支援	実施	実施	実施	実施

No. 114	就労継続支援事業所、地域活動支援センターへの支援	障害福祉課 保健予防課		
日中活動の場として、福祉的就労を担っている就労継続支援事業所、地域活動支援センターが、安定して運営できるように必要な支援を行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援事業所等への支援	実施	実施	実施	実施



No. 115	障害者優先調達推進法への対応	障害福祉課		
障害者優先調達推進法に基づき、本区の調達方針を毎年度策定し、区が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者優先調達推進法への対応	実施	実施	実施	実施

第1章

第2章

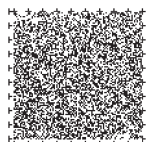
第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



## 【施策5】一般就労を継続できる支援体制の推進

## 《現状と課題》

- ・一般就労を継続するためには、日常の生活支援や悩みを気軽に相談できる体制などの充実が求められています。
- ・就労支援は、一般就労までの支援だけでなく、就労後についても、ジョブコーチ等の職場訪問による障害者に対する職業生活や日常生活の支援及び就労先企業への支援が求められています。
- ・平成30年4月より障害福祉サービスにおいて、就労定着支援が開始されたことにより、就労定着への支援体制が広がりました。障害者就労支援室では、平成16年から就労定着への支援を実施しており、これまでの経験を活かし、障害者1人1人に寄り添いながら、引き続き支援を行っています。

## 《主な取り組み》

No. 116	一般就労者交流会の充実	障害福祉課		
障害者就労支援室が相談支援事業所と連携して、一般就労に関して気軽に相談できたり、お互いの悩みを相談し合える仲間づくりの場である「一般就労者交流会」を実施するとともに、ビジネスマナー等の勉強会等を実施します。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般就労者交流会	1回	3回	3回	3回

No. 117	就労後の定着支援や生活支援	障害福祉課		
障害者就労支援室の支援員が一般就労している障害者の職場に定期的に訪問し、就労定着できるよう支援をします。就労中の障害者の日常生活支援については、障害者就労支援室と関係事業所、相談支援事業所等が連携し、相談支援などを行います。				
取組内容	現状	計画事業量		
	令和2年度末見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労後の定着支援、生活支援	実施	実施	実施	実施

